

# 2020年度

## 授業料免除申請のしおり

※2020年度入学の学部学生は対象外

- 授業料免除申請は、「前期」と「後期」それぞれ申請が必要です。  
「前期」に申請した者で、「後期」も免除を希望する場合は受付期間内に必ず申請してください。  
※期間内に申請がない場合は、選考から除外します。
- 選考は、「前期分」及び「後期分」それぞれに行い決定します。
- 免除は限られた予算の範囲内で行います。基準を満たしていても免除とならない場合がありますので、ご了承ください。

- 年間スケジュール（予定）

### 【前期分】

「前期」免除申請受付	3月下旬（在学生） 4月上旬（新入生）
前期分免除申請結果通知	7月中旬

### 【後期分】

「後期（継続）」免除申請受付	7月下旬～9月下旬
「後期（変更）」免除申請受付	9月下旬
「後期（新規）」免除申請受付	9月下旬
後期分免除申請結果通知	12月中旬

※詳細については、掲示により行いますので、掲示を見る習慣をつけてください。  
掲示の見落としによる思わぬ不利益、不都合は自己責任です。

# 島根大学

# 目 次

1	免除の対象となる者	1
2	免除の対象としない者	1
3	選考基準	1
4	申請手続き	2
5	免除決定の時期と通知方法等	2
6	その他	2
7	申請書類	
	Ⅰ 前期申請	3
	（1）申請者全員が提出する書類	4
	（2）申請者・家族の状況に応じて提出する書類	4
	Ⅱ 後期申請	7
	○様式記入方法	
	授業料免除申請書【様式 1-1】記入方法	9
	後期分授業料免除継続申請書【様式 1-2】記入方法	10
	後期分授業料免除変更申請書【様式 1-3】記入方法	11
	奨学金受給状況確認書【様式 3】記入方法	12
	家庭調書【様式 2-1】記入方法	13
	家庭調書【様式 2-2】記入方法	14
	○各種様式 *このしおりには、申請に必要な以下の様式が添付されています。	
	【様式 1-1】授業料免除申請書，【様式 1-2】後期分授業料免除継続申請書	
	【様式 1-3】後期分授業料免除変更申請書，【様式 2-1】家庭調書，【様式 2-2】家庭調書	
	【様式 3】奨学金受給状況確認書，【様式 4】給与支払(予定)証明書	
	【様式 5】給与以外の所得見込みに関する申立書，【様式 6】退職金等に関する証明書	
	【様式 7】アルバイト料支払証明書，【様式 8】授業料免除状況等証明書	
	【様式 9】世帯状況等申立書，【様式 10】無職の申立書，	
	【様式 11】独立生計者経済状況申告書，【様式 12】申立書	

別紙 選考基準の概要

## 授業料免除に関する問い合わせ先

松江キャンパス 教育・学生支援部 学生支援課 奨学支援グループ  
(学生支援センター 2階)

〒690-8504 松江市西川津町1060

T E L 0852-32-6063、6223

F A X 0852-32-6048

出雲キャンパス 医学部学務課 学生支援担当

〒693-8501 出雲市塩冶町89-1

T E L 0853-20-2084

F A X 0853-20-2078

# 授業料免除申請について

次に掲げる「1 免除の対象となる者」のいずれかに該当する場合は、授業料免除申請をすることができます。申請者から提出された申請書類等に基づき選考し、各期分の授業料の全額又は一部を免除することがあります。授業料免除を希望する者は、下記の事項に留意し、このしおりを熟読のうえ、申請に必要な書類等を揃えて、受付期間内に提出してください。

1. **提出期限を過ぎた場合は、申請書類を受理しません。**
2. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消します。
3. 必要な書類が提出されていない場合は、選考から除外します。
4. **予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても免除とならない場合があります。**

## 1 免除の対象となる者

- (1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 各学期開始前6ヶ月以内（注1）（大学院新入生は前期分に限り入学前1年以内）に次のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納入が著しく困難であると認められる者（以下、「**特別事由該当者**」という。）
  - ① 学資負担者が死亡した場合
  - ② 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
  - ③ ①、②に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

**学資負担者が死亡した等の特別な事情により家計が急変した場合は、必ず担当（松江キャンパス：学生支援課奨学支援グループ 出雲キャンパス：学務課学生支援担当）まで事前に相談してください。**

## 2 免除の対象としない者

前記1に該当する者でも、以下のいずれかに該当する場合は、免除の対象になりません。

- (1) 令和2年度（2020年度）入学の学部学生
- (2) 留年（注2）している者  
ただし、病気による休学、留学等特別な事情により留年したときは、選考機関の審査を経て対象者とすることがあります。これらの事情に該当する者は、担当者に相談してください。
- (3) 申請しようとする学期の前年度において、学則の規定により懲戒された者
- (4) その他不適当と認められる場合

## 3 選考基準

前記1の(1)の経済的理由で申請する者の選考基準（学力基準・家計基準）の概要は、別紙「選考基準の概要」のとおりです。

（注1）「各学期開始前6ヶ月以内」とは、前期分にあつては2019年10月1日から2020年3月31日までの期間、後期分にあつては、2020年4月1日から2020年9月30日までの期間のことです。

（注2）留年とは、医学部にあつては進級できなかった場合を、その他の学部及び研究科にあつては、在学年数が最短修業年限を超えている場合をいいます。

## 4 申請手続き

**「前期」と「後期」それぞれに申請が必要です。** P 3～8を参照し、申請に必要な書類を提出してください。

「前期」の免除結果が全額免除または一部免除で、引き続き「後期」も免除を希望する場合は、継続申請又は変更申請が必要です。(事情によっては、「後期」も再度新規申請が必要な場合があります。詳細はP 7を参照してください。)

**「前期」の免除結果が不許可の学生は、継続申請・変更申請はできません。**ただし、前期中に、家庭状況等に大幅な変更があり、後期分の免除を希望する場合は、「後期」の申請が可能な場合がありますので、事前に担当まで相談してください。

申請の受付は、「前期」は3月下旬(新生は4月6日まで)、「後期」は、新規申請・変更申請は9月下旬、継続申請は7月下旬から9月下旬に行います。詳細は、学内掲示板及び本学ホームページでお知らせしますので、必ず確認してください。

## 5 免除決定の時期と通知方法等

### (1) 決定の時期

**授業料免除の選考は、「前期」と「後期」それぞれに行います。**

免除結果(全額免除、一部免除、不許可)は、「前期」は7月中旬、「後期」は12月中旬に決定し通知する予定です。「前期」、「後期」それぞれ結果を確認してください。

**【重要】選考結果が一部免除又は不許可となった者は、結果通知の後の納入期限までに授業料を納入しなければなりません。**

### (2) 通知方法

学務情報システムを利用して通知します。

**通知時には、全学掲示板、各学部等掲示板及び本学ホームページに確認方法等を掲示しますので、掲示には特に注意してください。** 掲示時期は(1)のとおりです。

なお、学務情報システムは学外からアクセスできません。申請者自身が、学内のパソコンで確認をしてください。

## 6 その他

- (1) 申請書類を受理した時から免除の結果が決定するまでの間は、授業料の納入が猶予されます。なお、この間に授業料を納入した場合は、その期間の免除申請を取り下げたものとして取り扱います。**納入された授業料は返還できません。**
- (2) 授業料の預貯金口座振替の手続きをしている者については、免除の結果が決定するまで引き落としを行いません。
- (3) 受付時に不備・不足書類があった場合は、担当(松江キャンパス：学生支援課奨学支援グループ 出雲キャンパス：学務課学生支援担当)から申請者へ連絡しますので、携帯電話等に担当の電話番号(表紙裏面)を登録しておいてください。
- (4) その他不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

## 7 申請書類

### I 前期申請

次頁以降の「(1) 申請者全員が提出する書類」と「(2) 申請者・家族の状況に応じて提出する書類」を取りまとめのうえ期限までに提出してください。

#### 【注意事項】

- ・ **マイナンバーが記載されていない証明書を提出してください。**提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、**マイナンバーを黒く塗りつぶして提出してください。**
- ・ 世帯の状況等により、次頁以降に記載のない書類を提出してもらう場合があります。
- ・ A4サイズより小さな書類は、A4の用紙に貼り付ける等により、A4サイズに統一してください。
- ・ 提出書類は返却しませんので、必要に応じコピーを取っておいてください。
- ・ 記入事項の訂正は、訂正箇所に二本線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- ・ 証明書類は、申請時最新のものを提出してください。発行時期が予め決まっている書類（源泉徴収票、年金振込通知書等）を除き、公的機関が随時発行する書類は発行3か月以内、大学の様式による書類は発行1か月以内のものとしします。

#### ★申請者と生計を一にする者（同一生計の者）について

授業料免除申請においては、申請者と生計を一にする者を申請者の家族として取り扱います。

申請者と生計を一にする者については、必ず次頁以降の(1)～(2)の書類を揃え、「家庭調書【様式2-1】及び【様式2-2】」に記入してください。

#### 申請者と生計を一にする者

- ① 父母等と同居している者
  - ② 別居していても、父母等の扶養親族に入っている者
  - ③ 修学や病気療養等により別居しているが、父母等により送金等が行われている場合
- ※ 独立の生計を営み、別居している者（例：就職し別居している兄弟姉妹等）は、同一生計に該当しない者（別生計の者）として取り扱います。

なお、私費外国人留学生及び、主に大学院生や社会人入学者等で申請者又は配偶者の収入で生計を維持しており、父母等と別居し、父母等の扶養親族でない者については、**独立生計者**として申請することができます。

独立生計者としての申請を希望する場合は、次頁以降の(1)～(2)の書類と併せて、以下の書類を提出してください。（書類は、最新のものを提出してください。）

#### 【独立生計者が提出する書類】

日本人学生	留学生	提出書類	留意事項
○	—	父母等の源泉徴収票（写）、確定申告書控（写）等	※所得税法上、父母等の扶養親族でないことを確認します。
○	—	申請者又は配偶者が被保険者である健康保険証（写）	※健康保険制度において、父母等の被扶養者でないことを確認します。
○	○	世帯全員の住民票（市区町村発行）	※「世帯全員の住民票の原本と相違がない」と記載された証明書 ※父母等と別居していることを確認します。
○	○	独立生計者経済状況申告書【様式11】	※「前期」は2020年4月から2020年9月まで、「後期」は2020年10月から2021年3月までの収入及び支出の平均月額を記入してください。
—	○	申立書【様式12】	※学費及び生活費の援助を受けている場合に、提出してください。

## (1) 申請者全員が提出する書類

提出書類	留意事項
○授業料免除申請書 【様式1-1】	①「授業料免除申請書【様式1-1】記入方法」(P9)を参照してください。 ②申請書は <b>申請基準日(前期:4月1日、後期:10月1日)現在の状況を記入</b> してください。 ③申請事由欄はできるだけ具体的に記入してください。
○家庭調書 【様式2-1、2-2】	①「家庭調書【様式2-1】記入方法」(P13)、「家庭調書【様式2-2】記入方法」(P14)を参照してください。 ② <b>申請者と生計を一にする者(P3)を記入してください。</b> ③私費外国人留学生は、 <b>日本に居住している家族のみを記入</b> してください。
○課税証明書(原本) *市区町村発行	①以下の項目が記載されていることが必要です。 1)課税標準額 2)調整控除額 3)税額調整額 4)扶養親族の数 5)住民税課税額 6)合計所得金額 7)総所得金額等 8)控除等に係る本人該当区分 ②「 <b>前期</b> 」申請時は令和元年度(平成30年分)の証明書を、「 <b>後期</b> 」申請時は令和2年度(令和元年分)の証明書を提出してください。 ③ <b>家庭調書【様式2-1】の(1)～(3)へ記入した者全員分(申請者を含む)の証明書</b> を提出してください。 ※小学校就学前の者は省略可能です。 ※申請者及び配偶者を除き、就学者は原則提出不要ですが、定職収入がある場合は提出してください。 ※該当する者に収入がない場合も、必ず提出してください。 ※ <b>「(2)申請者・家族の状況に応じて提出する書類」として源泉徴収票、確定申告書等を提出する場合でも、市区町村発行の課税証明書は必ず提出してください。</b> ④私費外国人留学生で以下に該当する場合は、課税証明書が発行されないため提出不要です。 1)「前期」申請時 : 2019年1月2日以降に来日した場合 2)「後期」申請時 : 2020年1月2日以降に来日した場合
○奨学金受給状況確認書 【様式3】	①「奨学金受給状況確認書【様式3】記入方法」(P12)を参照してください。 ②奨学金受給の有無等を記入してください。 ③ <b>奨学金を受けていない場合も提出</b> してください。 ④日本学生支援機構以外の奨学金を受けている場合は、 <b>採用通知書や奨学生証等の、期間と金額、貸与・給付の別が記載されている書類の写しを併せて提出</b> してください。

## (2) 申請者・家族の状況に応じて提出する書類

申請者・家族の状況に応じて提出する書類には、「①所得に関する書類」、「②その他の書類」、「③特別事由該当者が提出する書類」があります。

P1の「1 免除の対象となる者」において(1)の経済的理由により授業料免除を申請する者については、①及び②を、(2)の特別事由該当者については、①～③を確認し、必要な書類を揃えてください。

### ①-1 所得に関する書類(独立生計者以外) \*独立生計者については、P6を参照してください。

区分	対象となる所得	提出書類	依頼先等
給 与 所 得	給与・賃金 (パート、アルバイトを含む) 役員報酬 専従者給与	○令和元年分の源泉徴収票(写) ※専従者給与で、源泉徴収票が発行されない場合には、事業主の令和元年分確定申告書控の第一表・第二表(写)を提出してください。	勤務先
	申請者及び就学者は、 アルバイトの書類は 不要です	○給与支払(予定)証明書【様式4】	勤務先

P5につづく

区分	対象となる所得		提出書類	依頼先等
給 与 所 得	年金・恩給 (遺族年金、障害年金、企業年金等も含む)		○年金振込通知書(写)、年金額改定通知書(写)等 *最新のもの ※源泉徴収票不可 ※受給者名・金額が分かるようにコピーしてください。	_____
	失業給付金		○雇用保険受給資格者証(写) *全ページ	_____
	生活保護費		○生活保護支給額証明書(写) *直近1年間分 ※1ヶ月毎の扶助の内訳、月額、冬季加算額、期末一時扶助額等を含む直近1年間分の受給額が分かるものを提出してください。 ※金銭で給付された額を算入してください。(公営住宅等での代理納付は算入しません。)	社会福祉事務所等
	児童扶養手当 (特別児童扶養手当も含む)		○児童扶養手当証書(写)、児童扶養手当決定通知書(写) *最新のもの	_____
	傷病手当金		○傷病手当金支給決定通知書(写) *最新のもの	_____
	育児休業給付金		○育児休業給付金支給決定通知書(写)	_____
	その他の公的手当等 (児童手当は除く)		○支給する機関の発行する支給額決定通知、証明書等 *最新のもの	_____
給 与 以 外 の 所 得	農業、林業、水産業、商業、工業、その他の職業(不動産業等)	2019年1月1日以前から、事業が継続している場合	○以下のいずれかを提出してください。 ①令和元年分確定申告書控の第一表及び第二表(写) *受付印があるもの ②令和2年度分市区町村県民税申告書控の表面・裏面(写) *受付印があるもの ※確定申告書に受付印がない場合は、以下のいずれかを併せて提出してください。 ア 税務署発行の納税証明書(その2所得金額用) イ 申告後に国税庁のサイトから送信される受信通知メール(電子申告のため確定申告書に受付印がない場合) ※農業で転作奨励金を受けている場合は、受給金額の分かる通知書(写)又は証明書を併せて提出してください。	申告書控は保管中のもの
		2019年1月2日以降に開業・転業した場合	○給与以外の所得見込みに関する申立書【様式5】	_____
	その他の雑所得	利子、配当 内職 個人年金等	○上記の農業、商業等の所得を得ている場合と同様の書類を提出してください。(確定申告書控、市区町村県民税申告書控等) ※個人年金を受給している場合は、年金支払額等を証明できるものを併せて提出してください。	_____
		親戚等の援助	○申立書【様式12】 ※援助額を記載したものを提出してください。(援助者記入)	援助者
臨 時 的 な 所 得	各学期開始前6ヶ月以内(※)に退職金が支払われた場合		○退職金等に関する証明書【様式6】	関係機関
	各学期開始前6ヶ月以内(※)に保険金が支払われた場合		○保険金支払証明書 ※支払いを受けた金額、支払年月日、払込済み保険料が記載されたもの	_____
	各学期開始前6ヶ月以内(※)に資産譲渡所得、山林所得を得た場合		○所得金額のわかる証明書 ※支払いを受けた金額、支払年月日が記載されたもの	_____

※「各学期開始前6ヶ月以内」については、P1の(注1)を参照してください。

### ①-2 所得に関する書類（独立生計者）

対象となる所得		提出書類	依頼先等
アルバイトで生計を維持している場合	2019年1月1日以前から同じ店等でアルバイトを続けている場合	○アルバイト料支払証明書【様式7】又は令和元年分の源泉徴収票（写）	アルバイト先
	2019年1月2日以降に現在の店等でアルバイトを始めた場合	○アルバイト料支払証明書【様式7】	
アルバイト以外の給与で生計を維持している場合		○P4～5「①-1 所得に関する書類（独立生計者以外）」の「給与所得」の欄を参照	P4～5参照
給与以外の所得で生計を維持している場合（臨時的な所得を含む）		○P5「①-1 所得に関する書類（独立生計者以外）」の「給与以外の所得」、「臨時的な所得」の欄を参照	P5参照
預貯金で生計を維持している場合		○預貯金通帳（写） ※口座名義人、直近3か月分程度の記帳部分が記載されたもの	—————
奨学金で生計を維持している場合		○「奨学金受給状況確認書【様式3】」を代用	—————

※独立生計者は、必ずP3に記載の書類を併せて提出してください。

### ② その他の書類

対象者		提出書類	依頼先等
勤労可能年齢（15歳以上65歳未満）で無職の者		○無職の申立書【様式10】 ※申請者を含む就学者、予備校等の在学者は不要です。 ※専業主婦、年金・恩給受給者、失業給付等受給者は必要です。	—————
高校生以上の就学者（専修学校を含む）	国立学校在学者	○在学証明書 *2020年度の学年のもの ※前期は4月に別途提出してください。 ※申請者分は不要です。 ※本学在学中の兄弟姉妹等も必要です。 ○授業料免除状況等証明書【様式8】 ※申請者分は不要です。 ※本学在学中の兄弟姉妹等も必要です。 ※兄弟姉妹等が2019年度まで国立学校在学者で、2020年度に国立学校へ入学する者は、2019年度の在学学校で授業料免除状況の証明を受けてください。	在学学校  在学学校  2019年度の在学学校
	公立・私立学校在学者	○在学証明書 *2020年度の学年のもの ※前期は4月に別途提出してください。	在学学校
予備校生、各種学校等の在学者（就学者には該当しません）		○在学証明書 *2020年度の学年のもの ※前期は4月に別途提出してください。	在学学校
母子・父子世帯		○死別・生別年月を確認できる戸籍謄本 *最新のもの ○世帯状況等申立書【様式9】	市区町村 —————
障がい者がいる世帯		○身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）又は精神障害者保健福祉手帳（写）等	—————



### ③ 特別事由該当者が提出する書類

対 象 者	提 出 書 類	依 頼 先 等
学資負担者が死亡した場合 *在学生は各学期開始前6ヶ月以内(※)、 新入生は前期分に限り入学前1年以内	○死亡年月を確認できる戸籍謄本 *最新のもの ○世帯状況等申立書【様式9】 ○退職金等に関する証明書【様式6】 ○保険金・年金等支払証明書	市区町村 _____ 関係機関 _____
申請者又は学資負担者が風水害等の 災害を受けた場合 *在学生は各学期開始前6ヶ月以内(※)、 新入生は前期分に限り入学前1年以内	○罹災証明書(原本) ○雑損控除をしている場合は、確定申告書控(写) ○損害額明細書 ○災害により日常生活において新たに必要となった 経費のわかる書類 ○保険金や損害賠償金などで補てんされた金額のわ かる書類	関係機関

※「各学期開始前6ヶ月以内」については、P1の(注1)を参照してください。

## II 後期申請

提出時期等については、7月下旬に、全学掲示板、各学部等掲示板及び本学ホームページにて連絡します。

**受付期間内に提出が無い者は、「後期」の申請を受け付けません。**(「継続」申請者についても、必ず継続申請書の提出が必要です。)

### (1) 新規申請者

後期から新たに申請する者(前期に申請しなかった者、前期に休学していた者等)は、「I 前期申請」(P3~7)と同様の書類を提出してください。

### (2) 継続申請者・変更申請者

前期の授業料免除結果が全額免除または一部免除であった者は、前期中(2020年4月2日~2020年9月30日)の家計状況及び家族状況の変更確認のため、必ず次頁の①又は②の書類を提出してください。

なお、次の場合は「(1) 新規申請者」として申請してください。

ア 「前期」の特別事由該当者

イ 後期基準日(2020年10月1日)前6ヶ月以内に、**特別事由該当者となった者**

#### 【変更事項の例】

通学区分の変更	自宅通学から自宅外通学へ変更
家族数の変更	離別、独立、死亡、結婚、出産等
家族の所得状況の変更	就職、転職、退職、休職 雇用形態等の変更による給与の増・減 年金、失業給付、生活保護、その他手当等の 受給開始・終了・額の変更等
家族の在学状況の変更	進学、退学等
臨時的な所得	退職金の支払、保険金の支払、 資産譲渡所得・山林所得
奨学金の採用	日本学生支援機構以外の奨学金の採用

※学資負担者の死亡や被災等、特別な事情により家計が急変した方については、窓口へご相談ください。

①家計状況及び家族状況に、変更が**無かった**場合（継続申請）

提出書類	留意事項
○後期分授業料免除 <b>継続</b> 申請書【様式1-2】	「後期分授業料免除継続申請書【様式1-2】記入方法」（P10）を参照のうえ、記入してください。
○課税証明書（原本） * 市区町村発行	P4「(1)申請者全員が提出する書類」の「課税証明書（原本）」の欄を参照。

②家計状況又は家族状況に、変更が**あった**場合（変更申請）

提出書類	留意事項
○後期分授業料免除 <b>変更</b> 申請書【様式1-3】	「後期分授業料免除変更申請書【様式1-3】記入方法」（P11）を参照のうえ、記入してください。
○家庭調書【様式2-1、様式2-2】	「家庭調書【様式2-1】記入方法」（P13）及び「家庭調書【様式2-2】記入方法」（P14）を参照のうえ、家族状況を記入してください。
○課税証明書（原本） * 市区町村発行	P4「(1)申請者全員が提出する書類」の「課税証明書（原本）」の欄を参照。
☆変更事項に応じて提出する書類	次表参照

※家庭調書の記入は、変更があった箇所だけではなく、すべて記入してください。

※大学院における入学手続き前授業料免除内定制度による内定者のうち1年次の者については、前期申請時に家計状況等の証明書類を提出していないため、変更申請時には上記の書類に併せ、新規申請と同様の書類をすべて添付してください。

☆変更事項に応じて提出する書類（例）

変更事項	提出書類
家族数が増えたり減ったりした。	○家族数が増えたり減ったりしたことがわかる書類 ※家族数増加：世帯全員の住民票 ※家族数減少：住民票の除票
日本学生支援機構以外の奨学金が採用になった。	○奨学金受給状況確認書【様式3】 ○採用通知書（写）又は奨学生証（写）等
就職・退職等した。	・ P4～5に記載している所得に関する書類 （例） ○就職・転職した場合：給与支払（予定）証明書【様式4】 ○開業・転業した場合：給与以外の所得見込みに関する申立書【様式5】 ○退職した場合：無職の申立書【様式10】 下記に該当する場合は、併せて該当する書類を提出する。 ・ 失業給付受給あり：雇用保険受給資格者証（写）*全ページ ・ 退職金あり：退職金等に関する証明書【様式6】
就職・退職等した。 （独立生計者のアルバイトの場合）	○就職・転職した場合：アルバイト料支払証明書【様式7】 ○退職した場合：退職証明書
父母が離別した。	○世帯状況等申立書【様式9】 ○離別年月が確認できる戸籍謄本 *最新のもの
臨時的な所得があった。	○退職金が支払われた場合：退職金等に関する証明書【様式6】 ○保険金が支払われた場合：保険金支払証明書 ○資産譲渡所得、山林所得を得た場合：所得金額のわかる証明書

※大学所定の様式は、本学ホームページからダウンロードが可能です。